

平成26年 6 月17日

全国 B 型肝炎訴訟北海道原告団
全国 B 型肝炎訴訟北海道弁護団
薬害 C 型肝炎訴訟北海道原告団
薬害 C 型肝炎訴訟北海道弁護団
弁護士 中島 哲 様

占冠村議会議長 相 川 繁 治

議決意見書の送付について

平成26年 6 月定例会において審議された意見書を送付いたします。

なお、議決された意見書は下記のとおり送付先に送付いたしましたので、
申し添えます。

記

- | | |
|-------|------------------------------------|
| 1 件 名 | ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める
意見書 |
| 審議結果 | 原案可決 |
| 送付先 | 参議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生
労働大臣 |

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書

我が国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の攻めに帰すべき事由であるということは、肝炎対策基本法・特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支援に関する特別措置法・特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法などにより確認されているところであり、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されていますが、対象となる治療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数に上ります。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の場合も多く、生活に困難をきたしています。

また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定の対象とされているものの、医学上の認定基準が極めて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時（平成23年12月）には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めること」との付帯決議がなされました。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていません。

肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題です。

よって、国においては、次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんにかかる医療費助成制度を創設すること。
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月17日

北海道勇払郡占冠村議会議長 相川 繁治